

香川県臨床心理士会倫理規程

制定 平成 21 年 5 月 13 日

〔目 的〕

第 1 条 香川県臨床心理士会は(以下、本会)は、日本臨床心理士会が定める倫理綱領を遵守し、臨床心理士としての責務を果たすために、本会規約第 5 条に基づき、香川県臨床心理士会倫理規程(以下、本規程)を定める。

〔倫理委員会の設置〕

第 2 条 本会は、前条の目的のために、倫理委員会(以下、委員会)を設置する。

〔委員会の業務〕

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長(以下「会長」という)の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1)本規程の改廃に関する審議
- (2)会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3)会長からの委嘱に基づく倫理違反に関する調査及び処遇案の答申
- (4)国民ならびに香川県民及び会員からの倫理に関する問い合わせ
- (5)その他、会長が必要と認める業務

〔委員会の構成〕

第 4 条 委員会は、本会の正会員により選出された委員 4 名をもって構成する。

- 2 委員長は、会長の指名を受けて就くものとする。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。但し、2 期 4 年を限度とする。
- 4 委員長は、委員会の承認を得て、必要に応じて有識者等の委員会への出席あるいは助言を要請することができる。

〔委員会の運営〕

第 5 条 委員長は、審査の請求があった場合には、速やかに委員会を招集し、審査を開始しなければならない。

- 2 委員会は、委員長が議長を務める。
- 3 委員会は、委員の 4 分の 3 の出席をもって成立するものとする。
- 4 委員長に事故ある時は、委員のうちから予め互選により指名されていた者が、委員長の職務を代行する。

〔審 査〕

第 6 条 会員は他の会員が、日本臨床心理士会の定める倫理綱領に抵触する行為を行った事実を知った時は、本会に報告しなければならない。

- 2 報告を受けた本会は、会長が事案についての審査を委員会に委嘱する。
- 3 委員会は、審査にあたっては事実に基づき、当事者の意見表明権を尊重して、厳正、かつ民主的に行うよう努めなければならない。
- 4 委員会は会長から審査を委嘱された日より起算して 3 ヶ月以内に、嚴重注意、書面勧告、退会処分を含む処遇案を答申するものとする。

〔処遇〕

第7条 処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会役員会において役員の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

〔改廃手続〕

第8条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、本会役員会において役員の3分の2以上の同意及び総会の承認を得て、これを行うことができる。

附 則

〔施行期日〕

本規程は、平成21年6月1日より施行する。

〔経過措置〕

委員会の委員は、当分の間、会長に指名された委員長ならびに学校臨床心理士委員会・医療保健領域委員会・産業領域委員会の各理事1名を充てることとする。なお、その措置に伴い、本会規約第8条により、任期を理事就任中とする。